

別紙

施工プロセス検査業務運用ガイドライン（案）

国土交通省
大臣官房技術調査課

平成22年9月

目次

-本編-

1. はじめに.....	1
1-1. 目的.....	1
1-2. 期待する効果.....	1
1-3. 用語の定義.....	2
1-4. 施工プロセス検査業務の位置づけ.....	3
2. 施工プロセス検査業務.....	5
2-1. 品質検査員と監督職員の業務分担.....	5
2-2. 施工プロセス検査業務の業務内容.....	11
2-3. 品質検査員の確認頻度及び確認方法.....	12
2-4. 品質検査員が作成・提出する書類.....	14
3. 検査の効率化.....	15
3-1. 既済部分検査の簡素化.....	15
3-2. 中間技術検査の省略.....	18
3-3. 完成検査の効率化.....	18
4. 適用.....	19

-資料編-

資料1	施工プロセス検査業務命令様式等
資料2-1	施工プロセス検査業務実施報告（職員の場合）
資料2-2	施工プロセス検査業務実施報告（委託の場合）
資料3	施工プロセス検査（施工状況）チェックシート
資料4	施工プロセス検査（品質）チェックシート
資料5	施工プロセス検査（出来形）チェックシート

1. はじめに

1-1. 目的

「施工プロセスを通じた検査」は、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認し、その結果を検査に反映させることによって工事の品質確保体制を強化し、既済部分検査や完成検査の効率化を図ることを目的としている。あわせて、出来高部分払により出来高に応じた円滑な支払を図ることが可能である。

1-2. 期待する効果

(1) 工事目的物の品質確保

「施工プロセスを通じた検査」試行工事においては、品質検査員が工事実施状況等について従来よりも多い頻度で確認を行う業務（施工プロセス検査業務）を導入し、工事目的物の品質確保を図る。また、品質検査員は原則として受注者と事前に日程調整することなく現場の確認を行うことにより、粗雑工事及び不正行為の防止を図る。

(2) 監督・検査業務の効率化

検査職員を補助する立場である品質検査員が実施した施工プロセス検査業務の結果を主任検査職員が定期的に承諾することで、受注者から部分払請求があった際の既済部分検査事務手続の迅速化・簡素化を図る。あわせて、施工中の検査の充実をもって中間技術検査を原則として省略する。完成検査においても、品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査業務の結果を活用することにより、総括検査職員の確認作業の効率化を図る。

また、監督職員による段階確認等の臨場による確認業務を省略することで、監督業務の効率化を図る。

(3) 出来高に応じた円滑な支払い

「施工プロセスを通じた検査」試行工事においては、部分払請求の上限回数の割り増しに加え、既済部分検査事務手続の迅速化・簡素化し、部分払の支払い回数を増加させることにより受注者のキャッシュフローの改善を図る。

1-3. 用語の定義

施工プロセスを通じた検査の試行について 第3

(施工プロセスを通じた検査)

1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

(施工プロセス検査業務)

2. 施工プロセス検査業務とは、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員（総括検査職員または主任検査職員をいう。以下同じ。）を補助する業務をいう。

(総括検査職員)

3. 総括検査職員とは、検査の結果を総括する検査職員をいう。

(主任検査職員)

4. 主任検査職員とは、品質検査員による施工プロセス検査業務の結果を総括する検査職員をいう。

(品質検査員)

5. 品質検査員とは、地方整備局長等（地方整備局長及び当該工事に係る事務を所掌する事務所長をいう。以下同じ。）が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者であって当該工事の現場に配置された者又は第5第3項ただし書の規定により任命された国の職員をいう。

(確認)

6. 確認とは、当該工事の契約図書に示された事項について、品質検査員が臨場により、その内容について当該工事の契約図書との適合を確かめ、施工プロセス検査チェックシート(以下「チェックシート」という。)にとりまとめる行為をいう。

確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を工事の進捗状況に応じて検査職員が適切に設定するものとする。

(指示)

7. 指示とは、検査職員が品質検査員に対し、書面をもって示し、実施させることをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて実施させる場合も含む)

(承諾)

8. 承諾とは、検査職員が品質検査員のとりまとめた結果に対して書面により同意することをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて同意する場合も含む)

(報告)

9. 報告とは、検査職員が監督職員に対し、又は監督職員が検査職員に対し書面をもって知らせることをいう。

(通知)

10. 通知とは、検査職員が品質検査員に対し、書面をもって知らせることをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて知らせる場合も含む)

1-4. 施工プロセス検査業務の位置づけ

(1) 施工プロセスを通じた検査の位置づけ

施工プロセスを通じた検査の試行について 第1

施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を給付の完了の確認をするため必要な検査（以下、「給付の検査」という。）並びに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下、「技術検査」という。）に反映させることによって、給付の検査及び技術検査（以下「検査」という。）の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを図ることを目的とする。

第3

（施工プロセスを通じた検査）

1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

第3（施工プロセスを通じた検査）における「検査」は、第1（目的）により「給付の検査及び技術検査」と定義していることから、施工プロセスを通じた検査は、会計法による給付の確認としての検査及び品確法による技術検査である。

(2) 施工プロセス検査業務の位置づけ

施工プロセスを通じた検査の試行について 第3

（施工プロセス検査業務）

2. 施工プロセス検査業務とは、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員（総括検査職員または主任検査職員をいう。以下同じ。）を補助する業務をいう。

（検査を補助する者）

3. 第6に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該業務を発注する地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事に配置することができる者に委託して行わせるものとし、原則として当該工事の検査職員が当該委託業務の調査職員を兼任し、当該工事の検査職員から受託者を通じて品質検査員に適切な指示及び品質検査員から受託者を通じて検査職員に報告を行うことのできる体制を構築するものとする。

ただし、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等を任命して施工プロセス検査業務を行わせることとしても差し支えない。この場合にあっても、当該工事の検査職員から事務所の係長等に適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

施工プロセス検査業務は原則として委託して行うこととするが、検査業務は本来職員が取り組むべき業務であることから、現場体制や業務量などを踏まえ、極力職員が対応する。

施工プロセス検査業務を委託する場合は、効率的な検査体制の構築に努め、適切な業務量として実施する。

なお、土木工事共通仕様書に基づき、監督業務を支援する業務（「工事監督支援業務」

という。)を建設コンサルタント等に委託した場合に配置される者を「現場技術員」という。対して、検査業務を補助する業務(「施工プロセス検査業務」という。)を行う者を「品質検査員」という。なお、施工プロセス検査業務を建設コンサルタント等に委託した場合の業務名を「工事検査支援業務」という。

(3) 品質検査員の位置付け

施工プロセスを通じた検査の試行について 第3

(品質検査員)

5. 品質検査員とは、地方整備局長等(地方整備局長及び当該工事に係る事務を所掌する事務所長をいう。以下同じ。)が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者であって当該工事の現場に配置された者又は第5第3項ただし書の規定により任命された国の職員をいう。

職員を品質検査員にする場合の任命様式は資料1(様式1、2、3)のとおりとする。

2. 施工プロセス検査業務

2-1. 品質検査員と監督職員の業務分担

(1) 連絡体制の構築

施工プロセスを通じた検査の試行について 第5

(検査を補助する者)

3. 第6に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該業務を発注する地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事に配置することができる者に委託して行わせるものとし、原則として当該工事の検査職員が当該委託業務の調査職員を兼任し、当該工事の検査職員から受託者を通じて品質検査員に適切な指示及び品質検査員から受託者を通じて検査職員に報告を行うことのできる体制を構築するものとする。

ただし、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等を任命して施工プロセス検査業務を行わせることとしても差し支えない。この場合にあっても、当該工事の検査職員から事務所の係長等に適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

監督業務と検査業務が重複しない適切な連絡体制を構築する。

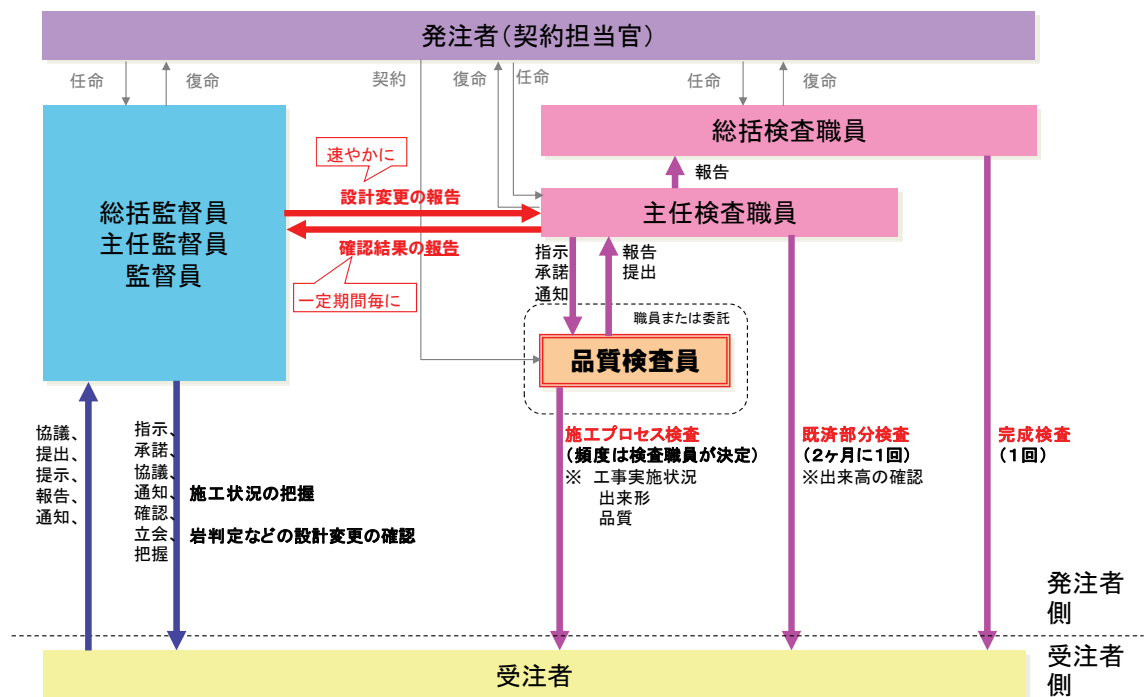


図1 施工プロセスを通じた検査の場合の監督・検査業務の流れ

また、委託の場合、担当技術者である品質検査員は管理技術者を介して主任調査職員である主任検査職員と情報伝達を行う。

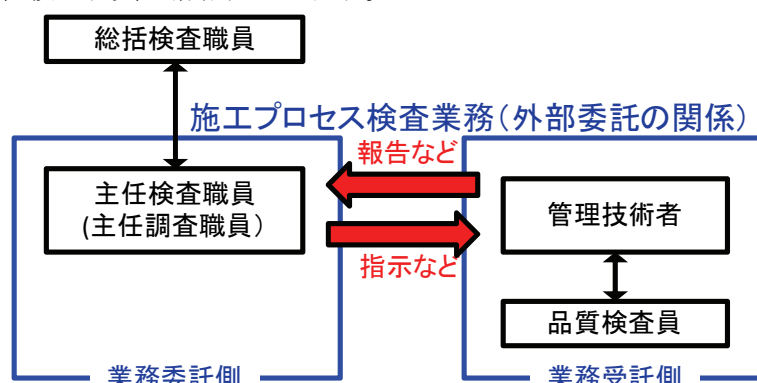


図2 委託時の主任検査職員と業務の調査職員及び受注者の関係

(※主任検査職員と主任調査職員は同一人物)

① 品質検査員から検査職員への報告（定期の報告）

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

(確認結果の報告)

2. 品質検査員は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況等について行った確認の状況を別に定めるところによりチェックシートに取りまとめるものとし、第5第3項の規定により構築された連絡体制に従い、一定期間ごとに当該工事の検査職員にこれを報告するものとする。

品質検査員は、2-1.(1)で定める連絡体制に基づき、原則として2週間毎にチェックシートを主任検査職員に提出し、品質検査員の確認状況を報告する。

② 品質検査員から検査職員への報告（不定期の報告）

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

(契約図書の不適合に関する報告)

4. 品質検査員は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した時は、前項の規定にかかわらず、第5第3項の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに、当該工事の検査職員にその旨を報告するものとする。

5. 検査職員は、前項の報告を受けた場合、第5第3項の規定により構築された連絡体制に従い、品質検査員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとし、品質検査員はその指示に従い、確認を行うものとする。

品質検査員は、受注者に対して指示、承諾、協議を行う権限はない。品質検査員は、2-1.(1)で定める連絡体制に基づき、速やかに主任検査職員へ報告する。もって、権限を有する監督職員へ速やかに情報が伝達されるようにする。

なお、発見の報告を受けた後、主任検査職員は、(1)で定める連絡体制に基づき、品質検査員に対して確認頻度や重点的に確認する箇所などについて必要な指示を行うことができる。

③ 検査職員から監督職員への報告（定期の報告）

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

（確認結果の報告）

3. 検査職員は、前項の報告結果を承諾し、その結果を一定期間ごとに監督職員へ報告するものとする。（以下省略）

品質検査員は、契約書第31条に規定する検査職員ではなく、確認の適否を行う権限を有しないことから、品質検査員の報告結果を承諾することで検査職員が責任を負う。

検査職員は、原則として2週間毎に監督職員へ確認結果を報告する。

④ 検査職員から監督職員への報告（不定期の報告）

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

（契約図書の不適合に関する報告）

6. 検査職員は、第4項の報告を受けた場合、速やかに監督職員に報告するものとする。

7. 監督職員は、前項の報告結果を確認し、当該工事の請負者に必要な指示を行うものとする。

検査職員は受注者に対する指示、承諾、協議を行う権限はない。当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見し、品質検査員の報告を受けた場合、検査職員は権限を有する監督職員へ速やかに報告する。

⑤ 監督職員から検査職員への報告

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

（契約図書の変更に関する報告）

8. 監督職員は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を検査職員へ報告するものとする。

9. 検査職員は、前項の報告を受けた時は第5第3項の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに品質検査員にその内容を通知するものとする。

品質検査員は契約図書に基づいて確認していることから、契約図書の変更がある場合、打合せ簿により変更に関する指示や協議がある場合は、2-1.(1)で定める連絡体制に基づき速やかにその内容を検査職員へ報告する。

⑥ 検査職員から品質検査員への通知

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

(契約図書の変更に関する報告)

10. 品質検査員は前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

品質検査員は契約図書に基づいて確認していることから、検査職員は契約図書と品質検査員の確認内容の間に違いがないように、2-1.(1)で定める連絡体制に基づき速やかにその内容を品質検査員へ通知する。

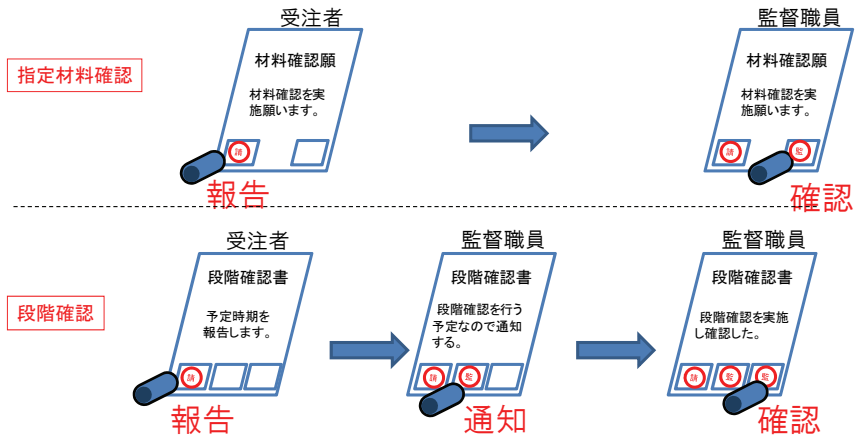
⑦ 工事書類の流れ

以上の連絡体制に基づく、工事書類の処理の流れは図3のとおりである。

なお、施工プロセスを通じた検査試行工事においては、監督職員による「段階確認」、「指定材料確認」、「設計図書の規定による立会い」が不要となる。このため、これらの項目については品質検査員が施工プロセス検査チェックシートにより確認することから、受注者は、監督職員へ「段階確認願」、「材料確認願」、「確認・立会願」の様式の提出は不要となる。

この場合、品質検査員は、工程調整会議や情報共有システムのスケジュール管理機能等を活用し、設計図書で定める段階確認、材料確認、立会の時期を把握し、施工プロセス検査チェックシートにより確認する。

通常の場合



施工プロセスを通じた検査の場合

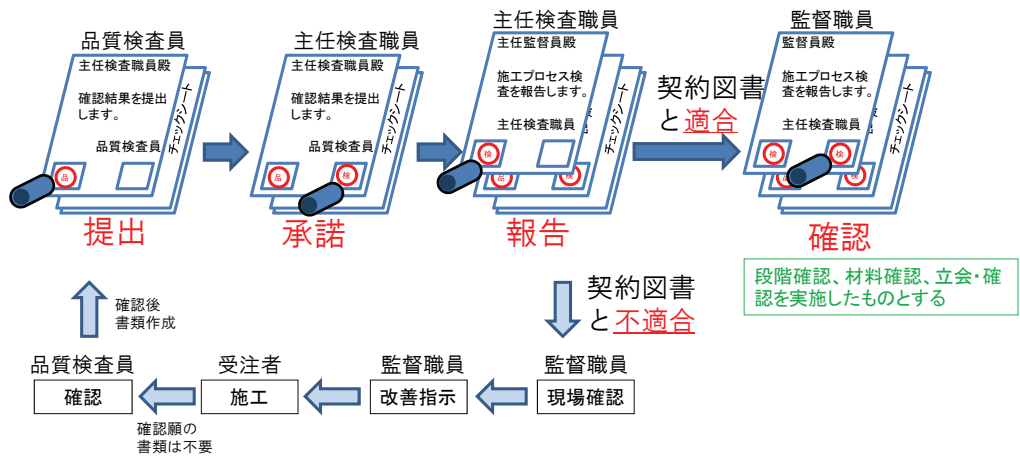


図3 工事書類の処理の流れ (イメージ)

(2) 監督と検査の業務分担

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

(確認結果の報告)

3. 検査職員は、前項の報告結果を承諾し、その結果を一定期間ごとに監督職員へ報告するものとする。なお、監督職員は前項の報告結果の確認をもって、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）に定める2. 施工状況の確認等（2）指定材料の確認、（3）工事施工の立会い、（4）工事施工状況の確認（段階確認）を実施したものとする。ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。

なお、当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）に定める1. 契約の履行の確保（5）条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとする。

監督職員の権限の1つである現場確認の業務は、品質検査員の確認結果（チェックシート）の確認をもって実施したものとする。

ただし、契約図書の条件変更の確認に限り、監督職員が実施する。

また、施工状況の把握、技術評価官の立場による工事成績評定に必要な「施工プロセスチェック」の記録については、監督職員等が現場において臨場して実施する。

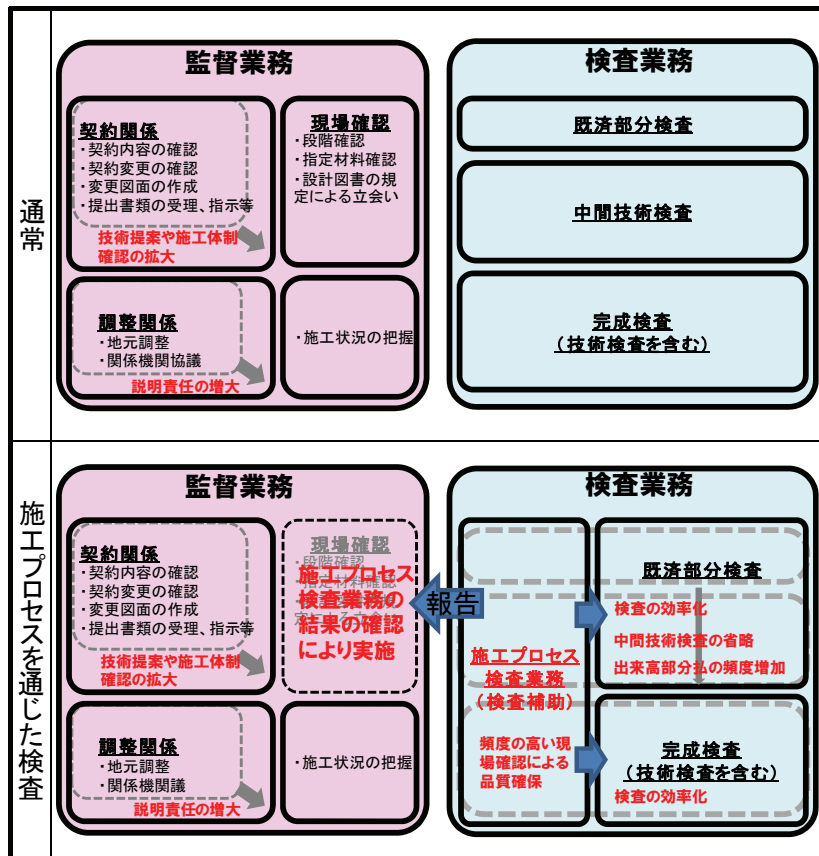


図4 監督と検査の業務分担

(3) 監督・検査の兼職の禁止

施工プロセスを通じた検査の試行について 第6

(確認結果の報告)

1. 第5第3項の規定により品質検査員は、検査職員を補助して、別に定めるところにより、工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行うものとする。

なお、施工プロセス検査業務は、検査職員が行う検査を補助する業務であることから、品質検査員に監督業務及び監督職員を補助する業務を行わせてはならない。

予算決算及び会計令第101条の7（監督職務と検査職務の兼職の禁止）に基づき、品質検査員は、当該工事の監督業務（監督職員を補助する業務も含む）を行うことはできない。

2-2. 施工プロセス検査業務の業務内容

以上から品質検査員の行う施工プロセス検査業務は以下のとおり行う。なお、外部委託する場合は、2-1. (1) で定める連絡体制に基づき行う。

- ① 施工プロセス検査は、工事の実施状況、出来形及び品質について臨場により「施工プロセス業務運用ガイドライン(案)(平成22年9月13日付国技建第2号)」による「施工プロセス検査チェックシート」に従い確認し報告する。
- ② 「土木工事監督技術基準(案)」(平成15年3月31日付国官技第345号)のうち、別表1段階確認一覧を段階検査一覧に読み替えて施工プロセス検査を行う。但し、段階確認一覧に示されている確認項目のうち契約図書の条件変更に関する確認は監督職員が実施するので対象としない。
- ③ 指定材料の確認は、設計図書に基づき確認し、その結果を施工プロセス検査チェックシートに記入し報告する。なお、設計図書において監督職員の検査(確認を含む)を受けて使用すべきものと指定され、または監督職員の承諾を得たのち使用することとされた工事材料は、その検査または承諾の結果と実際に搬入された材料の確認を行うこと。
- ④ 「施工プロセス業務運用ガイドライン(案)(平成22年9月13日付国技建第2号)」に明示なき工種については、主任検査職員と協議し施工プロセス検査チェックシートを明確にしたうえで確認を行うこと。
- ⑤ 施工プロセス検査の時期と頻度は、施工プロセス検査チェックシート及び工事の実施状況に応じて主任検査職員の指示により行うものとする。なお、施工プロセス検査を通常の勤務時間外や土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に行う必要がある場合は、主任検査職員が指示する。
- ⑥ 施工プロセス検査チェックシート、段階確認の資料、指定材料の確認資料及び設計図書との不整合や技術的な問題等の資料を「施工プロセス検査業務実施報告書」に添付し、主任検査職員に報告すること。
- ⑦ 施工プロセス検査の過程で判明した設計図書との不整合や技術的な問題等については、判明した時点で主任検査職員に一報を入れ、速やかに上記⑥の報告を行うこと。

2-3. 品質検査員の確認頻度及び確認方法

施工プロセスを通じた検査の試行について 第3

(確認)

6. 確認とは、当該工事の契約図書に示された事項について、品質検査員が臨場により、その内容について当該工事の契約図書との適合を確かめ、施工プロセス検査チェックシート（以下「チェックシート」という。）にとりまとめる行為をいう。

確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を工事の進捗状況に応じて検査職員が適切に設定するものとする。

(1) 確認の頻度

確認頻度については、コンクリートの打設前などの工種の区切りの良い時期は必須とし、施工毎の期間が数日必要（例えば、鉄筋組立、型枠組立は数日必要）な工種もあるため、工事の進捗状況に応じて主任検査職員が適切に設定する。

また、主任検査職員が確認頻度を設定するにあたっては、施工状況を把握する監督職員と十分調整する。

確認頻度については、事前に打ち合わせを行うことで主任検査職員は2-1.(1)で定める連絡体制に基づき品質検査員へ通知することとし、新規工種の追加など契約内容に変更があった場合も、主任検査職員は速やかにその工種に対する確認の頻度を設定し、通知する。

また、必要に応じて監督職員が品質検査員の確認に立会いできるように、主任検査職員は、確認日程を監督職員に適宜連絡する。

なお、受注者と日程調整することなく品質検査員が確認することが粗雑工事の抑制等に繋がることから、原則として受注者への品質検査員による詳細な確認時間を連絡する必要はない。

表1 確認頻度の設定例

種別	確認頻度の考え方
コンクリート	<ul style="list-style-type: none">・ コンクリートの打設前、施工時や、型枠の脱型時など区切りの良い時期に確認。・ 設計図書で定める段階確認、材料確認、立会の時期に確認。・ 日々施工状況が変化する場合は週2～3回とし、数日間同じ内容の作業が続く場合は適切な頻度（作業開始日、中間日等）で確認。

(2) 確認方法

① 必要な書類の貸与

監督職員は、2-1.(1)で定める連絡体制に基づき、契約図書との適合の確認に必要な書類を品質検査員へ貸与する。

② 確認結果の記録

品質検査員は、施工状況、出来形、品質を臨場により確認し、別添の施工プロセス検査チェックシートに記録する。

施工プロセス検査チェックシートにおける確認項目は、「土木工事共通仕様書(案)」(平成22年3月改定)、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(平成21年3月改定)に準拠し作成している。

なお、本要領に添付したチェックシートは、土木工事において頻用する以下の主要工種であり、その他工種が実施される工事においては、品質検査員が必要なチェックシートを作成する。

表2 施工プロセス検査チェックシートの種類

編	工種	工種細目	備考(工法等)	
共通編	土工事	切土、盛土、堤防等工事		
	コンクリート構造物工事		型枠工、鉄筋工含む	
	法面工事	現場打法枠工		
		コンクリート吹付工、 モルタル吹付工		
		種子吹付工、客土吹付工、 植生基材吹付工		
	基礎工及び地盤改良工事	既製杭工		既製コンクリート杭・鋼管杭・H鋼杭
		場所打ち杭工		オールケーシング
		深礎工		
		地盤改良工		
	河川編	護岸、根固、水制工事		
砂防編	砂防構造物工事及び地滑り防止工事(集水井工事を含む)	砂防堰堤工		
		斜面对策工	地すべり対策工事	
道路編	橋梁上部工事		工場製作時除く	
	コンクリート橋上部工事	P C、RC橋	工場製作時除く	
	トンネル工	NATM		

2-4. 品質検査員が作成・提出する書類

提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度は下記のとおりとする。

表3 提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度

提出する書類	資料の作成方法	提出時期及び頻度
①施工プロセス検査 チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・施工プロセス検査業務実施報告書に確認した工種の施工プロセス検査チェックシートを添付する。 ・なお、施工プロセス検査チェックシートに確認内容を客観的・具体的に説明するため最小限の資料、図面、写真等を添付すること。 	原則2週間毎に検査職員に書面で2部提出する。
②設計図書との不整合等の問題をまとめた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・施工プロセス検査業務実施報告書に、報告に必要な最小限の資料、図面、写真を添付する。 	判明した時点で一報を入れ、速やかに検査職員に書面で2部提出する。
③業務実施報告書 (※委託時に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工プロセス検査の実施状況、内容、必要事項を整理した施工プロセス検査業務実施報告書を提出する。 	月毎に主任検査職員(主任調査職員)に書面で2部提出する。

3. 検査の効率化

3-1. 既済部分検査の簡素化

(1) 既済部分検査の簡素化

① 検査の実施

既済部分検査技術基準（案）第2条

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

施工プロセスを通じた検査試行工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に机上による検査が可能である。施工プロセス検査チェックシートなどの各種の記録を活用し、机上において行うことで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

② 同一工種の検査の簡略化

既済部分検査技術基準（案）・同解説（4）3）

3） 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

施工プロセスを通じた検査試行工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員等の立会検査記録に替えて、施工プロセス検査チェックシートの確認をもって検査することで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

③ 既済部分検査時の清掃・片付け等

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について

2. (3)

既済部分検査等には、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。

施工プロセスを通じた検査試行工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の清掃・片付けを不要とし、既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。

④ 既存資料による確認

既済部分検査技術基準（案）・同解説（４）４）

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

施工プロセスを通じた検査試行工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。準備が必要な具体的な資料は表４のとおり。

なお、既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とすることから、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料も不要である。

⑤ 検査資料の代替え

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 2. (5)

既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

b) コンクリートの４週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、４週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で４週強度試験結果がでていないときは、１週強度試験結果等から４週強度結果を推定した資料等により検査を行うことができるものとする。

施工プロセスを通じた検査試行工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に受注者が４週強度結果を推定した資料等により既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

なお、品質検査員が４週強度結果を推定した資料等を確認していない場合は、受注者は表４の資料に加えて、４週強度結果を推定した資料等を提示する。

⑥ 検査時の準備資料

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 2. (6)

検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

施工プロセスを通じた検査試行工事において、表４で示す書類以外の資料の準備は不要である。

(2) 既済部分検査に必要な書類の簡素化

「施工プロセスを通じた検査」試行工事においては、品質検査員により施工状況等を確認していることから、受注者が用意する書類を簡素化できる。

既済部分検査において用意する書類は以下のとおり。

表4 施工プロセスを通じた検査における既済部分検査に必要な書類

既済部分検査技術基準（案）に基づく検査の内容		施工プロセスを通じた検査試行工事における既済部分検査に必要な書類
検査項目	検査書類	
【工事実施状況の検査】 ・契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録と対比し、基準に基づき実施。 1) 契約書等の履行状況 ・指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況。 ・関係書類：契約書、仕様書 2) 工事施工状況 ・施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況。 ・関係書類：施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	・契約図書 ・契約関係書類 ・施工計画書 ・工事履行報告書 ・工事打合せ簿 ・段階確認 ・工事写真	・請求書（部分払） ・工事出来形内訳書 ・施工プロセス検査チェックシート等の施工プロセス検査業務記録※
【出来形の検査】 ・位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、工種ごとに高さ、延長などを基準に基づき実施。	・出来形管理関係 ・工事写真	・出来形報告書（出来形図・数量内訳書） ・施工プロセス検査チェックシート等の施工プロセス検査業務記録※
【品質の検査】 ・品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、工種毎、種別毎に基準に基づき実施。	・材料確認願 ・品質管理関係資料	・施工プロセス検査チェックシート等の施工プロセス検査業務記録※

※ 施工プロセス検査チェックシート等の施工プロセス検査業務記録は、発注者が用意する。

(3) 既済部分検査体制の簡素化

① 検査の立会者

既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする。

② 現場作業の継続

既済部分検査中も現場の施工を中止することなく実施することを原則とする。

3-2. 中間技術検査の省略

施工プロセスを通じた検査の試行について 第4

(技術検査)

2. 施工プロセスを通じた検査においては、第6に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を参酌して第7に定めるところにより完成技術検査を行うことで、中間技術検査の実施に代えることとする。

ただし、地方整備局長等が必要と認める場合には中間技術検査を行うことができる。

品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の確認による完成検査により、中間技術検査は原則として省略する。

ただし、発注者として当該工事において中間技術検査が必要と判断し、契約上中間技術検査を実施することとした場合は実施する。

3-3. 完成検査の効率化

施工プロセスを通じた検査の試行について 第4

(給付の検査)

1. 施工プロセスを通じた検査においては、第6に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を参酌して第7に定めるところにより給付の検査を行う。

完成検査で準備する資料は、原則として従来どおりとするが、品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の結果を積極的に活用することにより、総括検査職員の確認作業の効率化を図る。

4. 適用

- ・ 施工プロセスを通じた検査の試行について(平成22年3月29日付け国地契第36号、国官技第338号)
- ・ 施工プロセス検査業務の円滑な実施について(平成22年7月1日付け国技建第1号)
- ・ 既済部分検査技術基準(案)の制定について(平成18年4月3日付け国官技第1-3号)
- ・ 既済部分検査技術基準(案)・同解説について(平成18年10月10日付け事務連絡)
- ・ 出来高部分払方式の実施について(平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号)
- ・ 部分払における出来高取扱方法(案)について(平成18年4月3日付け事務連絡)
- ・ 公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の簡素化・迅速化の促進について(平成10年11月27日付け建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号)